

【別紙】

1 審査会の設置

令和7年8月19日付けで議員8名から多治見市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第1項の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。政治倫理条例第11条第3項の規定に基づき、政治倫理審査に関する特別委員会が設置され、令和7年8月21日の本会議において、本委員会の委員の定数を議決し、7名の委員が選任された。

2 審査の経過

本委員会は、審査に付された事件が政治倫理条例第6条に規定する政治倫理基準に抵触する行為があったか否かを中心に、公平かつ慎重に審査を行った。

第1回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年8月21日（木）

1 正・副委員長の互選

委員長 葉狩拓也議員 副委員長 三輪寿子議員

2 審査請求事項の確認

審査請求書の朗読をもって確認に代える

3 政治倫理審査に関する特別委員会で行うべきことの確認

- ①審査請求内容の事実認定
- ②政治倫理基準違反の存否の決定
- ③措置の決定
- ④審査報告

4 審査日程について

第2回 令和7年8月25日（月）午前10時～

第3回 令和7年8月29日（金）決算特別委員会終了後

第4回 令和7年9月 4日（木）午前10時～

第5回（予備日） 令和7年9月11日（木）議会運営委員会終了後

5 聞き取り対象者の決定

【審査請求代表者】 議会運営委員長 葉狩拓也議員

【審査請求対象議員】 奥村孝宏議員

【関係者】 成田康弘議員、山内事務局書記、仙石三喜男議長

6 聞き取り項目の決定

【審査請求代表者】

審査請求に至った経緯の説明

【審査請求対象議員】

- ①何の目的でどのようなことを行ったのか。
- ②不適切な行為という認識はなかったのか。
- ③自身の取られた行為により、成田議員の発言に影響があったと考えるか。
- ④ジェスチャーによる指示はどんな指示であったのか。
- ⑤自身が傍聴者だという認識はあったのか。
- ⑥議事妨害に該当するという認識はあったのか。
- ⑦弁明

【関係者】

(1) 成田議員

- ①奥村議員からどんな行為があったのか。
- ②奥村議員の行為により、議会運営委員会において自身の発言に影響はあったのか。
- ③奥村議員の行為に嫌がらせ、強制、圧力を感じたか。

(2) 山内事務局書記

- ①奥村議員のどのような行為を見て、どのように注意をしたのか。
- ②注意をした際、奥村議員の様子はどのようなであったか。

(3) 仙石議長

- ①奥村議員の行為は、不適切な行為との認識はなかったのか。
- ②奥村議員が事務局書記から注意されたとき、どのような対応をされたか。

第2回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年8月25日（月）

1 審査請求代表者への聞き取り

葉狩拓也議会運営委員長から審査請求に至った経緯について説明があった。

令和7年6月25日の議会運営委員会での審議中に、山内事務局書記が奥村議員へ注意をしたが、その場で何があったのか分からなかった。

6月29日の議会運営委員会で城處議員から問題提起があり、それを受けて7月4日に議長、議会運営委員長、事務局書記が奥村議員に聞き取りを実施し、問題提起があった行為について事実が認められた。

7月10日、8月8日、8月21日の議会運営委員会で今後の対応を検討したところ、奥村議員の行為について問題なしとの意見はなく、政治倫理審査に関する特別委員会を立ち上げなくてもいいという意見もなかった。

処分及び政治倫理基準違反について、議会運営委員会には決定権がないため、審査請求をするに至った。

2 審査請求対象議員 奥村議員への聞き取り

①何の目的でどのようなことを行ったのか。

6月25日の議会運営委員会において、市長からの質問状に対する回答（案）について、「9月議会までに議会において議論いたします。」となっていた。昨年、同様の質問状の回答をしたときは、そのような文言はなかったため、削除したほうがよいということ成田議員に伝えるため、スマートフォンを使って、赤書きで丸を付けた文書を写真に撮り、通信アプリ（LINE）で成田議員に送信したが、気がつかれなかったため、綴じてある資料を外し、赤ペンで「一文を削除しては」と書いてその紙を成田議員の机上に差し出した。

②不適切な行為という認識はなかったのか。

その時は、なかった。

③自身の取られた行為により、成田議員の発言に影響があったと考えるか。

通信アプリで撮影した文書を送信したが、成田議員はスマートフォンを持参していなかった。そのため、文書を渡したが、発言には影響はなかった。

④ジェスチャーによる指示はどんな指示であったのか。

ジェスチャーをした記憶はない。

⑤自身が傍聴者だという認識はあったのか。

傍聴者ではなく、委員であるとの認識であった。

⑥議事妨害に該当するという認識はあったのか。

認識はなかった。議会運営委員会を混乱させるつもりはなく、議長名で市長に出す文書をよりよくする思いで、行為に及んだ。

⑦弁明

傍聴人の立場については、過去の会議録を見ると、副議長は出席委員の欄に名前があったため、委員という認識であった。

スマートフォンの持ち込みについては、令和2年度に議論されたと記憶しているが、議会運営委員会と広報広聴研究会は持ち込んでもよいと認識していた。

スマートフォンが持ち込んでもよいことになっている「タブレット端末等」に含まれていないことについては、認識違いであった。会議中に分からない言葉があるとスマートフォンで調べていた。

通信アプリで送信したことは、申し合わせで禁止事項になっているため、自分に非があった。

3 関係者からの聞き取り

（1）成田議員

①奥村議員からどんな行為があったのか。

ペーパーを渡された。

- ②奥村議員の行為により、議会運営委員会において自身の発言に影響はあったのか。

奥村議員から渡されたペーパーの内容については、確認したが、スルーした。議会運営委員会のその後の審議において、自身の発言に影響はなかったが、仮に、奥村議員からのペーパーの内容に同意していた場合、そのような発言をしていたと思う。

- ③奥村議員の行為に嫌がらせ、強制、圧力を感じたか。

そういうものは、一切なかった。普段からの奥村議員との関係性についても、圧迫感を受けたり、強制されたりすることはなく、信頼をしている。

(2) 山内事務局書記

- ①奥村議員のどのような行為を見て、どのように注意をしたのか。

自席から奥村議員は見えないが、事務局職員から奥村議員がスマートフォンを使用しているとの知らせがあり、席を立って使用していることを確認したため、スマートフォンは使えないと注意をした。

- ②注意をした際、奥村議員の様子はどのようであったか。

議会運営委員会なので、スマートフォンの使用は禁止されていないのではないかと強く言われた。

(3) 仙石議長

- ①奥村議員の行為は、不適切な行為との認識はなかったのか。

奥村議員の横に座っていたが、何をしているのか、ほとんど認識はなかった。

- ②奥村議員が事務局書記から注意されたとき、どのような対応をされたか。

山内事務局書記が来て注意をしていることは知っていたが、委員会の議事に没頭していたため、奥村議員の行為は理解していなかった。

4 事実関係の整理

審査請求書の政治倫理基準に違反する事実に記載されている事項は、事実として確認できた。

委員の中から、ペーパーの内容が「一文を削除しては」とのことだったので、記載事項中「指示」という表現が妥当かどうかの議論があった。

第3回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年8月29日（金）

1 事実認定

第2回の本委員会で聞き取りを行った結果、審査請求書の政治倫理基準に違反する事実に記載されている事項は、全会一致で事実として認定した。

また、前回議論を行った「指示」という表現の適否については、文言を変更しないこ

とした。

2 政治倫理基準違反の存否について

多治見市議会議員政治倫理条例第6条第1号、第2号、第10号違反に該当する可能性があるため、それぞれ該当するか否か確認を行った。

議会運営委員会の議事を混乱させた事実はないため、政治倫理基準違反には該当しないのではないかとという1名の意見があったが、多治見市議会会議規則第152条の議事妨害に該当する可能性があり、多治見市議会タブレット端末等の使用基準に違反しているため、第1号には該当するとの意見が多数であった。

第2号には該当しないことを確認した。

第10号は、奥村議員が成田議員にメモを渡したことは圧力と捉えていいという意見があったが、成田議員は圧力と感じていないことから、該当しないのではないかとという意見が多数であった。

第6条第1号の政治倫理基準違反の存否について、出席委員5名の賛成により違反があったと認定した。

○多治見市議会議員政治倫理条例

(政治倫理基準)

第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

第4回政治倫理審査に関する特別委員会

開催日：令和7年9月4日（木）

1 今後の流れについて

本委員会での審査終了後、審査報告書を議長へ提出する。その後、議会は、政治倫理基準違反の存否を確認し、議決をする。政治倫理基準違反があると議決したときは、対象議員に対する必要な措置を議決し講じることとなる等、本件に係る今後の手続の流れについて確認を行った。

2 措置について

(1) 措置の決定

多治見市議会議員政治倫理条例第11条第4項に規定する、議会が政治倫理基準違反があると議決した場合における対象議員に対する必要な措置について、審議を行った。

審議においては、同条例第6条第1号の政治倫理基準に違反すると本委員会で認定

したものの、著しく品位を損ねたものではないこと、また、本人も誤りを認めて反省していることから、同条第5項第1号の議長の注意喚起が適当と考えるとの意見があった。一方、本委員会を立ち上げることとなった経緯を鑑みると、また、本会議に諮られた事件である以上、本会議でけじめを付けなければならない（議員全員が再認識するためにも、当事者の反省を表明するためにも必要）と考えることから、同条第5項第2号の議場における謝罪文の朗読が適当と考えるとの意見があった。なお、政治倫理基準違反に該当しないと考えているため、措置について意見を表明できないという意見もあった。

採決を行い、対象議員に対する措置は議長の注意喚起とすることを、賛成多数により決定した（議長の注意喚起 3名、議場における謝罪文の朗読 2名、棄権 1名）。

○多治見市議会議員政治倫理条例

（議会の職務及び措置）

第11条

5 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 議長の注意喚起
- （2） 議場における謝罪文の朗読
- （3） 議会の特別委員の辞任勧告
- （4） 議会役職の辞任勧告
- （5） 議員辞職勧告

（2） 措置の具体的な方法

ア 形式

議長の注意喚起については、議長室において、文書注意を、対象議員の面前で議長が行うことに決した。審議経過は次のとおり。なお、公開で行うべきとの意見で一致した。

（ア） 議長の注意喚起の具体的な方法について、議長に一任するか、本委員会で決定するのか諮ったところ、3名ずつ意見が分かれたため、委員長の判断（今後議長によって方法にばらつきが出てくる恐れもあり、本委員会で基準を示すことが望ましい。）で、本委員会で決定することとなった。

（イ） 口頭注意とするか、文書注意とするか諮ったところ、3名ずつ意見が分かれたため、委員長の判断（今後の再発防止を、議会としてしっかり行うことが本委員会が発足した経緯であることから、議長名での文書注意が適当である。）で、文書注意とすることとなった。

（ウ） 対面で文書を交付するのか、文書交付のみとするのか諮ったところ、賛成多数で、対面での文書交付に決定した（対面での交付 4名、文書交付のみ 2名）。

（エ） 交付する場所について、議場とするか、全員協議会とするか、議長室とするか諮ったところ、賛成多数で、議長室で行うことに決定した（議場 2名、全員協議

会 0名、議長室 4名)。

イ 文書の内容

注意喚起文の内容について、議長に一任するか、本委員会で決定するのか諮ったところ、議長に一任すべきという意見で一致した。

3 報告書（案）について

報告書（案）の内容について、確認を行った。委員からは、第2回委員会の聞き取り結果について、聞き取り項目とそれに対する内容を対応するような形で記載すべきという意見などが出された。

報告書の作成については、今日の意見を反映させ、今回の審議内容を追加したものを正副委員長で作成し、委員に了承を得ることとなった。

4 議長が定める措置について

多治見市議会議員政治倫理条例第11条第8項に規定する、議会が政治倫理基準違反及び対象議員への措置を議決した場合における議長が定める措置について、本委員会で検討し議長に提案すべきか諮ったところ、その必要はないとの意見で一致した。

○多治見市議会議員政治倫理条例

（議会の職務及び措置）

第11条

8 議長は、第4項の規定による議決があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、市民の信頼を回復するために必要な措置を定めなければならない。